

## 2018年度 事業報告【総括】

### 1. はじめに

日本は、超少子高齢社会を迎え、労働者不足の中、高齢者を支えなければならないという事態が起きている。政府は、日本の社会構造に起因する諸課題を克服するために、既存の枠組みや既成概念に捉われることなくITやAIを駆使しつつ規制改革を断行するという基本方針を打ち立て実行している。司法書士制度もこの変革の波を避けて通ることはできない。時代の流れに沿ってITを駆使する専門家への脱皮を図ることが必要であることは自明の理である。

また、社会環境の激変に伴う多様な法的ニーズに対して、我々司法書士はどのように市民に寄り添い、どのようなサービスを提供し、権利擁護、空き家対策、所有者不明土地対策、相続登記促進等の社会的諸問題に対応するのかという大きな課題を突き付けられており、社会に有用な専門職として認められるよう務めていかなければならないのである。

### 2. 相続登記促進

水戸地方法務局の長期相続登記等未了土地解消作業（いわゆる相続人調査業務）を一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会が落札し、事業協力をした。この作業はあと2年続く予定となっているが、作業工程、費用面、期間面等問題点も多く、また、長期相続登記等未了問題の解決として、費用対効果があるのかどうか疑問が残る。

しかしながら、全国一律足並みを揃えて、漏れることなく司法書士が相続人調査業務を受注し、作業するのは、業際問題の防波堤の役割も担うことになるので、その効果はあったものと確信する。

毎年恒例の相続登記はお済みですか月間を実施した。この月間に限らず、登記業務減少の中にあって、相続に関する相談は増えているという状況を好機と捉えたい。

### 3. 空き家対策

土浦市・小美玉市・常総市・美浦村との空き家対策協定、牛久市・稲敷市との空き家相談会協定を新たに締結した。そして、県との連携事業の相談会や市町村との協定締結による相談会へ相談員を派遣し、市町村空き家等対策推進協議会へ委員を派遣する等の積極的な活動を行った。

マスコミの注目度が下がってきていることが、若干、気掛かりではあるが、今後とも変わらずに活動を続けていく必要があるだろう。

#### 4. 後見制度利用促進

我々司法書士が専門家後見人選任率第1位であり、後見制度を牽引していく務めがある。司法書士会、弁護士会、社会福祉士会の三士会による成年後見制度利用促進に関する会議を開催し、司法書士管理人によるメーリングリストを作り、情報共有に役立てている。

家庭裁判所主催の成年後見制度の利用促進に関する打ち合わせ会議に正式に招集されるようになり、茨城県や茨城県社会福祉協議会主催の後見制度利用促進に関するセミナーや研修会においては、コーディネーターやパネリスト、講師として重要な役割を担った。

成年後見制度に係る地域別市町村連絡会にも開催全地域において参加した。

#### 5. オンライン登記促進

資格者代理人方式は未だ導入されていないが、県内のオンライン申請率は約60%に向上し、管轄によっては70%を超えるところも出てきている。オンライン申請による登記原因証明情報の補正に関する運用変更が功を奏したと言えるだろう。

#### 6. 会員

会員の入退会が激しかった。残念ながら、会長声明を出さざるを得ないこともあったが、即座に会員研修会を実施し、再発防止に務めた。会員に対する懲戒は、会員身分を左右するものであるので、慎重さが必要である反面、スピードも要求される。会としては、誰でも納得出来る公正で適切な結論を導くために最大限の努力をしていく所存だ。

#### 7. 広報等

広報活動を一部自粛（マスコミ取材依頼無し）したところがあり、その点、非常に残念で申し訳なかったが、それ以外は、例年通り、例年以上に広報活動に力を入れた。

#### 8. 研修

単位制研修単位取得者は84%となった。司法書士法への使命規定創設は念願であり、その使命規定創設のためには、研修義務化が必須であった。この研修単位取得率は全国にも誇れるものである。